

令和 8 年度 第 1 回浜田市人権尊重推進委員会 会議録

会議名	第 1 回浜田市人権尊重推進委員会
開催日時	令和 8 年 9 月 28 日（月）13：30～15：30
開催場所	浜田市役所本庁舎 4 階 講堂 A・B
会議の担当	地域政策部 人権同和教育啓発センター
議 題	1 浜田市人権教育・啓発推進基本計画(第 4 次・第 5 次) 令和 7 年度事業実績及び令和 8 年度事業計画の評価・検証 について 資料 1 2 今後のスケジュールについて 資料 2
内容及び 決定事項	各議題の質疑応答と意見交換

【出席者】

■委員

村井委員長、坂本副委員長、山根委員、佐々木幸子委員、細川委員、
宇津委員、寺井委員、矢口委員、坂東委員、佐々木規雄委員、河崎委員、
南委員

■事務

田中地域政策部長、佐々木教育部長、鎌原所長、小寺係長、
永見指導主事、勝部指導主事

■傍聴者

会場、Web とも申込者なし

1 浜田市人権教育・啓発推進基本計画(第4次・第5次)

令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画の評価・検証について

- 委員長 議題(1)浜田市人権教育・啓発推進基本計画令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画の評価・検証について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局より全体を四つに分けて、それぞれ中項目ごとに主な事業実績の概要及び浜田市の評価案について説明し審議いただく旨を説明。

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

(1)	学校等における取組
(2)	家庭・地域・職場における取組
(3)	職員等の人権意識の向上への取組
(4)	関係機関等との連携

事務局から主な事業実績の概要及び浜田市の評価案について説明。

【質疑応答・意見交換】

- 委員 資料 3P に 1 文字誤植がある。
- 意見ではなく質問だが、P12 活動団体の「開催支援」とあるが、これは人的な支援を指すのか、資金的なものか伺いたい。
- 事務局 誤植についてはお言葉の通りであり訂正させていただく。支援については、講演講師の謝金を支出した。
- 委員 P6 企業等における取組実績として、市内企業等に研修講師を派遣した件について伺いたい。第5次の基本計画にパワーハラスメントとかセクシャルハラスメントというのがあるが、今話題になっているカスタマーハラスメントには触れていない。法改正を受けて企業のカスハラ対策が10月1日から義務化になるが、計画の中に触れていない。浜田市役所内では新たに総務部が担当して対策室ができて来年3月に条例化する予定と聞いているところであるが、10月1日から義務化になったことは市内企業に知られていない。市内企業に周知啓発するのはどちらの部署が担当することになるのか。
- 事務局 計画ではカスハラもハラスメントの一つという捉えである。法改正に伴う条例制定については総務部が担当であるが、ハラスメントに関する啓発については人権センターが担当部署となる。
- 委員 市内小中学校における人権・同和教育の取組で年間2回以上の研修を行うとあるが、浜田市の協力もあり思いを伝えるということで各

学校を回らせてもらっている。

2 各人権課題に対する取組

(1)	同和問題
(2)	女性
(3)	子ども

事務局から主な事業実績の概要及び浜田市の評価案について説明。

【質疑応答・意見交換】

- 委員 P22「教委内」という言葉は「教育委員会内」の方がいいのではない
か。昨年も質問したが、資料に「浜田市の評価」とあるが、「浜田
市」は人権センターを指すのか、人権尊重推進委員会を指すのか。
- 事務局 「浜田市の評価案」は現在市で取りまとめた素案であり、本委員会
での意見を踏まえて「浜田市の評価」として公表する。
- 委員 P22の浜田市の評価案のところにあるが、子どものSOS発信や相談を
求めることは確かに容易ではないと思う。人権擁護委員協議会
では、市内の小中学校にSOSミニレターを配布しており、毎年何件か
子どもさんから困っていることなどのお手紙をいただいております、人
権擁護委員がそれに対して返信の手紙を書いている。情報提供させ
ていただく。
- 委員長 人権擁護委員協議会で以前から継続していただいている取組であ
る。
- 委員 子どもの権利に関する条例について、教育、福祉など多くの関係
者、機関、部署が関わっている。どのような組織、システムで進め
ればよいのか、連携を考慮しているとは思いますが、集大成として漏れ
落ちや重複がないようによろしくお願いいたします。
- 委員長 その件に関して事務局からあればお願いします。
- 事務局 条例に関しては、子ども子育て支援課が中心になって策定すること
となっている。策定にあたっては、総合的なものを作る予定であ
り、人権センターも参画して一緒になって作っていくこととなっ
ている。人権センターでは特に市民への啓発について努力したい。11
月に開催するしまね人権フェスティバルでは子どもの権利について
著名な方からお話をさせていただくこととなっている。また、浜田市
でも子どもの権利に関するブースを出展することとなっているので
是非ご参加いただきたい。
- 委員 子どもの権利を守ることは、大人の権利を守ることに繋がると考

える。子どもも大人も固定観念は強く、変えていくには長くかかるのではないかと思うが、子どもと大人の権利を対比的に捉えるのではなく、等しく人権として考えていくことが女性や高齢者の人権擁護にも波及するはずである。子どもの幸せのために大人が我慢するというのではなく、「子どもと一緒に大人も幸せにならしましょう」というスタンスでお願いしたい。

●事務局

子どもをはじめ、女性の権利にしても、新たに権利を与えるということではなく、本来持っている権利が十分に保障されていないのではないかと捉えている。特に子どもの場合は「守る」という意識が強く、権利の主体であるという意識が希薄になっている。現在は、それを本来の在り方に変えていこうとしている状況である。市の総合振興計画でも、難しいことであるが子どもの意見を取り入れるよう努力している。

先ほど委員からカスハラ対策のことがあったが、人権同和教育啓発センターは人権全体を総括する立場の部署になる。子どもの権利やカスハラなどは、国においても担当省庁が異なるように市の中でも個別の事案で条例を作る時は各所管部署で作成していくこととなるが、人権問題に関することは当然人権同和教育啓発センターも関係することであるので連携しながら進めていく。

○委員長

詳しい説明をありがとうございました。そのほかに意見はあるか。

○委員

P22の浜田市の評価案にある「子どもは権利の主体」という文言は、意味が分からない。どういう意味になるのか。

●事務局

第5次計画の中にある文言であるが、こども基本法をもとに子どもが一方的に大人に守られるばかりでなく、「こどもまんなか社会」を作るうえで主体的に意見を表明する等の権利を享有しているという意味である。

○委員長

ヤングケアラーについては、把握が非常に困難であり、民生委員としても常々悩んでいるところである。学校側と連携して支援したということであるが、どのようにして把握したのか。

●事務局

学校職員は日常的に児童生徒と接している。日常と様子が違うとか子どものわずかな言動から家庭生活においてどういう状況なのか深堀していくなかで児童生徒の生活の実情を探っていき、必要に応じて関係機関と連携するという意味合いである。

○委員長

市内でそのようなケースがあったということか。

●事務局

例えば母親が一時的に病気で倒れたので子どもさんが一日だけ家事を代行するようなこともあるので、学校でもそういう状況も含め

○委員

て家庭状況について調査をしているものである。100%その情報がヤングケアラーの認定に繋がるものではないことを理解いただきたい。いじめや不登校について、特に不登校に関して浜田は全国平均と比較してもかなり悪いと聞いている。せっかく計画実績の報告や課題があげられているなら、どのぐらい悪いか、どういうことをして、これだけ改善された等がわかる数字がもう少しあってもいいかと思う。女性の参画については細かく数字が記載されている。すべてに具体的な数字をあげることは難しいかもしれないが、曖昧な実績評価があったりもしている。資料にある病児病後児保育を利用したことがあるが、断られたことも結構あり、実感として預けづらい感覚がある。利用実績数が載っているが、実際利用できなかった人はどのくらいいたのかということもあると思う。いずれにしてもせっかくの計画であるから、実績が良くなるような評価ができればいいと思う。

●事務局

審議会の女性比率については、数字を把握しやすい浜田市の数字をあげている。島根県下全体で40%を目指している中で、浜田市も令和9年度末に40%を目指して取り組んでいる。病児病後児保育の利用できなかった件数は把握が難しい面もある。いじめ等の統計についてどの程度の数字をあげられるか、即答はできかねる。現状の的確な把握から計画を進めるというご指摘に沿うよう努力したい。

○委員長

いじめについては、子どもの主観的な認識が非常に大きい。大変繊細な問題だと思う。でも、やはり子どもにとっては学校に行く行かないということになってくるため今後とも見守りをお願いしたい。

(4)	高齢者
(5)	障がいのある人
(6)	外国人

事務局から主な事業実績の概要及び浜田市の評価案について説明。

【質疑応答・意見交換】

○委員

国際交流協会の立場から聞きたい。P28 ゴミに関しては市民の迷惑になるということで外国語の表記が進んでいると認識しているが、それ以外の情報については結構少ないと思う。やはり、外国人が必要と思われる情報は、ゴミに限らずできる限り英語等の外国語表記を進めてほしい。浜田市の評価案で記載している外国人に対する人権侵害は、具体的にはどういったものがあるのか。私の周りの外国人からは「本当に浜田の人

はすごく親切だ」と聞いている。もちろん「人によって挨拶を返してくれない」とか、あまり「外国人が好きそうじゃない」という声はあるようだが、「浜田の人はやさしい」という評価がほとんどで、人権侵害は聞いたことがない。人権侵害の情報などは、掘り起こさないとなかなか出てこないのではないかな。国際交流協会もそうだが、なかなか外国人に出てきていただけない面もある。

- 事務局 現在のところ外国人の人権侵害について把握しているものは無い。三隅のリハビリテーションカレッジに外国から多数入学しているということで、言葉の壁、文化習慣の違いにとらわれず、人間関係を構築していくための研修に講師派遣の要請があり、今年の2月に講師を派遣した例はある。

(7)	患者や感染者等
(8)	犯罪被害者とその家族
(9)	刑を終えて出所した人

事務局から主な事業実績の概要及び浜田市の評価案について説明。

【質疑応答・意見交換】

- 委員 あさひ社会復帰促進センターの取組は全国的にも注目された事例である。センター内で盲導犬の育成等の丁寧な活動があることはわかっているが、出所後の就職のことなど、地域や市との関係がどうなっているのかわからない。
- 事務局 詳細は把握していないが、あさひ社会復帰促進センターの入所者は軽度の受刑者の方々と、出所後は浜田に残られる人は非常に少ないと伺っている。地元での受け入れるシステムということはなかなか実現していないのではないかと考えている。
- 委員 保護司会から情報提供するが、出所後の就職斡旋として市内で協力業者が10社程度あって、取りまとめで1年に1回会議をやっている。数年前の情報では希望者はいないとのことであったが、浜田市内で受け入れるシステムはある。
- 委員長 自分の知っているケースでは、出所後、事業所に勤務しながら市内できちんと生活している人もいる。

(10)	インターネット等による人権侵害
(11)	性の多様性（性的指向、性自認）
(12)	様々な人権課題

(13) 全体評価

事務局から主な事業実績の概要及び浜田市の評価案について説明。

【質疑応答・意見交換】

- 委員長 LGBTQ について市役所ではトイレが別であったりするのか。
- 事務局 LGBTQ の人のためというわけではないが、多目的トイレがある。
- 委員 総括表のなかにここだけ「アップデート」という英語があるが、日本語がいいのではないか。
- 事務局 お言葉の通りで、検討する。
- 委員長 何事もインターネット、ホームページという時代だが、浜田市のホームページは開きにくいと思う。なかなか、該当のページにたどり着けない。担当部署に意見をお伝え願いたい。
- 事務局 ご意見を担当部署に伝える。
- 委員 先ほど話題になった、多目的トイレは各階に設置してあるのか。
- 事務局 1 階のみにある。
- 委員 こどものいじめもそうだが、LGBTQ の人も声を上げにくいことが推測できる。市役所や学校で多目的トイレを設置するかどうかは、ニーズについて把握できているかどうかが大切になると思う。
インターネットもホームページもツールである。DX 推進は市長方針でもあり、AI も進化しているので、一言入れれば該当ページにたどり着けるということも必要になるのではないか。人権に関わる事項は非常に幅広く、職員の負担も大きい部分はある。デジタル化を推進して、職員も市民も楽になるように追求していただければと思う。
- 委員長 デジタル化といっても、大量の資料をメールで一括配布されたりするとかえって負担になることもある。私達が受けて分かりやすいデジタル化にしてもらいたい。
- 事務局 多目的トイレに関して、少しずつではあるが学校でも設置が進められている。DX に関して、ノートパソコンによるペーパーレス化や AI 活用を図っている。今日の資料作成にも AI を利用した。市でのデジタル化は DX 推進課を中心に改善を進めているところである。
- 委員 全体を見て人権に関わる非常に広範な計画や評価であることがわかった。気になったのは、子どもや高齢者に関する項目はあるが、その間の世代である若者等に関わる部分が少ないことである。引きこもりや自死について、社会の表立ったところには出てこないかもしれないが、職場でしっかり仕事もしているような人が突然死を選ぶようなこともある。他者の人権を侵害することを問題にするだけでなく、自分

の人権を守る視点も啓発活動に重要なのではないかと思います。そういった意味ではやっぱり小さい頃から、人権意識を育てるのは非常に大事である。自分を犠牲にしても頑張りすぎる大人が子どもに対して厳しくしすぎるというケースがあるが、その時に本当に大事なものは、自分自身を大切に楽しく幸せに生きることができているのか、ということである。今後、こどもの権利条例をつくる上でも子ども自身が権利の主体となって「こうしなければならない」ではなく「こうしてもいいよ」と自分で選んでいける社会になるとよい。また社会の人権尊重の環境づくりという点で計画の中にもあるが、企業の中で安心して働けるよう人権環境を整えるような啓発を進めてほしい。

●事務局

自死について、計画での記載は多くはないが、子どもの権利と関連させ、自分の権利を守ることを視点に入れていきたい。また企業におけるハラスメント対策についても義務化されていくので啓発を推進していきたい。

2 今後のスケジュール・その他

事務局から今後のスケジュールについて説明。

【質疑応答・意見交換】

なし

終了 15 時 30 分